

令和6年度第5回金谷区地域協議会 次 第

日時：令和6年10月9日（水）午後6時30分～
会場：福祉交流プラザ 2階 第1会議室

1 開会

2 報告事項

(1) こどもプールの廃止について

(2) ヨーデル金谷の運営状況について

(3) 上越市立公民館条例の一部改正（金谷地区公民館の住所変更及び料金改定）
について

3 自主的な審議

(1) 自主的審議事項について

4 事務連絡

5 閉会

【今後の日程】

第6回金谷区地域協議会： 月 日（ ）午後 時 分～ 福祉交流プラザ
第7回金谷区地域協議会： 月 日（ ）午後 時 分～ 福祉交流プラザ

金谷区地域協議会資料
令和6年10月9日
都市整備部 都市整備課

こどもプールの廃止について

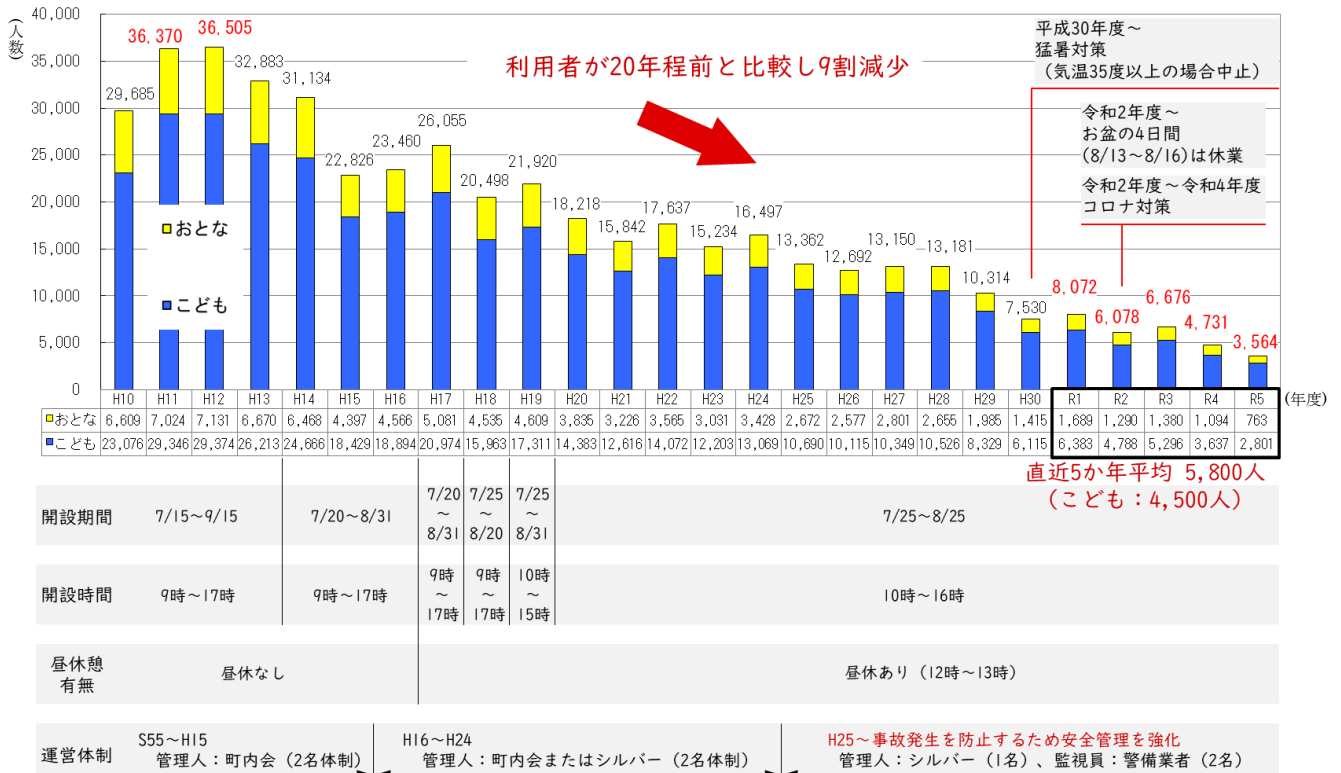
1 廃止の経緯

昭和55年から平成2年にかけて合併前の上越市12箇所に設置されたこどもプールについては、利用者が20年程前と比較し9割減少していることを受け、利用実績のある保育園や地元町内会、関係部局へ聞き取りを行った結果、少子化の影響等により公園機能としてプールの必要性が非常に低下し、現状の公園利用目的との乖離が確認されたことから、令和6年度をもって全プール施設を廃止する。

2 こどもプール所在地等

地区	公園名	所在地	地区	公園名	所在地
高田	柳善公園	東城町二丁目	金谷	いちょう公園	昭和町一丁目
高田	お馬出し公園	大町二丁目	直江津	古城公園	港町一丁目
高田	中島公園	北城町三丁目	直江津	とどろき公園	栄町一丁目
高田	大野公園	高土町二丁目	直江津	毘沙門公園	五智一丁目
高田	新町公園	新町	有田	桐ノ木公園	佐内町
新道	上稲田公園	稲田四丁目	有田	春日新田公園	春日新田五丁目

3 利用者数の推移



4 こどもプール跡地の整備方針

地域の利用目的に応じた公園へ再編するため、地元町内会とプール跡地の整備方針について協議を行う。

金谷区地域協議会 資料	
日 時	令和 6 年 10 月 9 日
担 当 課	文化観光部 観光振興課

令和 5 年度のヨーデル金谷における市及び指定管理者の収支状況等について

1 施設の概要

所在地	大貫 2 丁目 17 番 40 号	設 置	平成 11 年度
構 造	鉄骨造	面 積	延床 154 m ²
指定管理者	令和 5 年 5 月まで：リフレ上越山里振興株式会社 令和 5 年 6 月から：株式会社ミーナハライペ		

2 利用状況 (単位：人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	17,664 人	17,612 人	22,105 人

3 市の収支状況 (単位：千円 (④を除く))

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
①収入	-	-	-	
②支出	修繕料	412	1,712	405
	リフレッシュビレッジ 施設管理運営委託料	7,040	10,419	7,618
	施設整備工事	-	748	-
	施設購入費	-	-	886
	備品購入費	100	295	1,656
	エネルギー価格高騰 補填金※1	-	959	0
	令和 6 年能登半島地震 損害補填金※2	-	-	109
	合計	7,552	14,133	10,700
③公費投入額 (②-①)	7,552	13,183	10,700	
④利用者 1 人当たりの 公費投入額 (単位：円)	428	749	484	

※ リフレ上越山里振興株式会社清算補助金を除く

※1 エネルギー価格の高騰に伴い、電気及び都市ガス料金が急激に上昇していることから、協定に基づき増加分を補填したもの

※2 令和 6 年能登半島地震の影響による損害の協議申し入れがあった指定管理施設について、損害額を算定し補填したもの

4 指定管理者の収支状況

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 ※1
① 収 入	利用料金収入	35,760	36,087	47,630
	リフレッシュビレッジ 施設管理運営委託料	6,400	9,469	6,925
	エネルギー価格高騰 補填金	-	959	-
	令和6年能登半島地震 損害補填金	-	-	109
	その他	7,039	669	35
	合計	49,199	47,184	54,699
②支出	43,362	45,398	52,724	
差引(①-②)	5,837	1,786	1,975	

※ 金額は全て税抜き

※1 リフレ上越山里振興株式会社及び株式会社ミーナハライペの実績値の合計

5 令和5年度の主な取組等

株式会社ミーナハライペでは、パンフレット作成等により地域との連携を深め、地域住民など施設周辺からの誘客を図ったほか、DXによる効率的な経理事務を推進し、経費節減を図った。

上越市立公民館条例の一部改正（金谷地区公民館の住所変更及び料金改定）について

1 改正理由

上越市立金谷地区公民館を移転整備することに伴い、施設の位置及び使用料等を改めるもの

2 改正内容

- (1) 上越市立金谷地区公民館の位置を「上越市大貫二丁目797番地」に改める。（第2条の2第2項第1号関係）
- (2) 上越市立金谷地区公民館の項中の施設名と使用料を改める。（別表（第4条、第12条関係）第1号関係）

改正前		改正後	
施設名	使用料（1時間につき）	施設名	使用料（1時間につき）
大会議室	310円	集会室1	510円
第1会議室	120円	集会室2	420円
第2会議室	110円	和室1（※15畳）	170円
調理実習室	120円	和室2（※10畳）	120円
		小会議室	120円
		調理実習室	310円

○当該施設の料金改定の根拠

上越市公の施設の使用料については、受益者負担の適正化を基本に、施設の維持管理経費を基に統一的な積算基準で算定しているが、施設の建て替え等の場合は、今後の維持管理経費の算定予測が難しいことから、カテゴリーが類似する既存の公民館の使用料を参考としつつ、現利用者の負担を考慮し設定する考えから、当該施設の料金を設定した。

3 施行期日

令和7年3月予定（供用開始日）

4 金谷地区公民館整備事業に関する今後の主なスケジュール（予定）

- ・令和6年10月 金谷区地域協議会に報告
- ・令和6年12月 条例の一部改正案を議会提案
- ・令和7年1月～2月 建設工事検査完了、備品搬入等
- ・令和7年3月 供用開始（開館オープニングセレモニー実施）

5 現在の工事の状況（外観）



9月17日撮影

令和6年度金谷区地域協議会委員研修報告

- 1 趣 旨 ヨーデル金谷周辺の整備及び利活用について、自主的な審議を行うための参考とする。
- 2 日 時 令和6年10月4日（金）午後2時30分～3時30分
- 3 会 場 ヨーデル金谷
- 4 参加者 金谷区地域協議会委員 12人
南部まちづくりセンター 2人

5 内 容

ヨーデル金谷を運営する㈱ミーナハライペ代表取締役の浅見氏を交えて、現地視察及び意見交換を行った。

(主な意見)

- ・天気の良い日は気持ちの良い場所で、新しい公民館が隣に開館することから、現在は手前にチェーンがあり入れないようになっているが、散策をしたり、寄っていける場所になってほしい。
- ・プランターやベンチを設置するのは良いと思う。関係者で管理面のすり合わせが必要。
- ・BMX関係者だけでなく、事故に注意しながら、一般の人も散策できるようにできたら良い。
- ・自然の中で歩くのは良いことなので、遊歩道の整備をしたら良い。
- ・BMXのサブコースはメンテナンスをしていないので勿体ないから、整備して活用した方が良い。

